

小金井市農業振興計画

【素案】

令和3（2021）年11月

目次

I	計画の概要	1
1	農業振興計画とは	1
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	1
2	計画の改定にあたって	2
(1)	現行計画の振り返り	2
(2)	法制度の改正	3
(3)	持続可能なまちづくりへの関心の高まり	4
(4)	計画改定の視点	4
3	農業振興の基本的な考え方	5
II	小金井農業の現状と課題	7
1	小金井農業の特徴	7
2	小金井市の農業をとりまく現状	8
(1)	基礎調査	8
(2)	アンケート調査結果	12
(3)	ヒアリング調査結果	16
3	小金井市における農業振興の課題	18
III	将来像・施策の体系	20
1	目標とする将来像	20
2	施策の体系	21
IV	施策の展開	22
基本施策1	担い手の確保	24
基本施策2	農地の保全・活用	26
基本施策3	安定した農業経営の確立	28
基本施策4	地産地消の拡充	30
基本施策5	「農」あるまちづくり	32
V	計画の推進	34
1	計画の推進に向けて	34
(1)	情報の受発信・共有	35
(2)	地域資源の有効活用	35
(3)	A L L小金井による推進	36
2	計画の進行管理	37
(1)	進行管理の体制	37
(2)	進行管理の進め方	37
VI	農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想	38
資料編	【全体で15頁～20頁程度】	43
用語解説	【4頁～5頁】	43
市内の主な農産物・関係団体・取組	【2～3頁】	43
現行計画の評価	【1頁～2頁】	43
主な法制度	【2頁】	43
現状	【4頁～6頁】	43
諮問・答申	【1頁～2頁】	43
委員名簿（農政部会）	【1頁】	43
策定の経緯	【1頁】	43
設置規程	【1頁～2頁】	43

I 計画の概要

1 農業振興計画とは

(1) 計画の目的

小金井市では、平成 23 年 3 月に「小金井市農業振興計画」(以下「現計画」という。)を策定し、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間の農業振興の施策を示し推進を図ってきました。

都市農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手の不足、農地の減少など厳しい状況が続いています。

その一方で、平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法が施行され、また、翌年 5 月には都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方を示した「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置付けられるとともに、新鮮で安全な農産物の供給や環境保全、景観形成、農業体験の場、防災などの多面的な機能が評価されており、都市農業に対する市民の関心も高まっています。

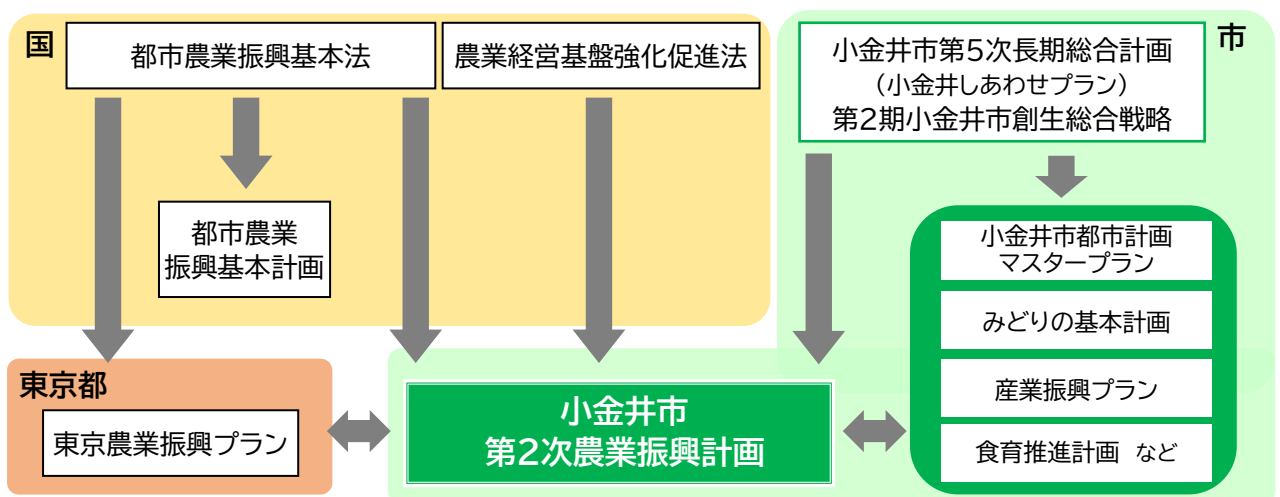
本計画は、現行計画の終了にあたり、こうした都市農業に関する期待や役割の変化などにも対応した新たな農業振興に関する将来像や施策などを定めるために策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、都市農業振興基本法に基づく地方計画であるとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想としても位置付けられるものです。

加えて、市の最上位計画である第 5 次小金井市長期総合計画(令和 3~12 年度)や関連計画との整合を図りつつ、小金井らしい農業振興計画として策定します。

■本計画の位置付け



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、第 5 次小金井市長期総合計画の終了年度に合わせて、令和 4 年度を始期に令和 12 年度まで(2022 年度~2030 年度)の 9 年間とします。

計画期間中には、社会経済情勢などの変化など、必要に応じて見直しを行います。

2 計画の改定にあたって

(1) 現行計画の振り返り

平成 23 年 3 月に策定された小金井市農業振興計画（現行計画）では、6 つの基本施策のもと、23 の施策が掲げられています。

現行計画の運用にあたり、施策ごとの内容について進捗状況を管理しながら進めてきました。10 年間の取組の主な特徴として、以下のような点があげられます。

基本施策 1 担い手の育成・確保

- ◆認定農業者・認証農業者の育成および支援を実施
- ◆援農ボランティア養成事業を実施

基本施策 2 農地の確保

- ◆生産緑地の指定面積を「500 m²以上」から「300 m²以上」に引き下げ
- ◆生産緑地の一団性要件の緩和（同一又は隣接する街区内の複数の農地（個々の農地の下限面積 100 m²以上）を一団の農地とみなして生産緑地に指定が可能）
- ◆都市農地貸借円滑化法を活用した民間企業などへの生産緑地の貸借や民営の体験農園設置など、多様な主体の参画による農地の活用への支援を実施

基本施策 3 豊かな産地の育成

- ◆認定農業者などに対する農業用機械・設備などへの補助を実施
- ◆地場産農産物の販売事業者に対する支援を実施

基本施策 4 農業と環境の共生

- ◆環境にやさしい農業資材の使用に対する補助を実施
- ◆食品リサイクル堆肥の普及を推進

基本施策 5 地産地消

- ◆地元農産物の学校給食への利用拡大、食育の推進
- ◆共同直売所（JA ファーマーズ・マーケット）の開設を支援

基本施策 6 魅力ある交流

- ◆収穫体験などの取組を支援
- ◆市民農園の開設

(2) 法制度の改正

都市農業に期待される役割や機能が大きく変わるなか、新たな法制度が制定されました。

①都市農業振興基本法（平成 27 年 4 月施行）

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定されました。

②生産緑地法（平成 29 年 5 月一部改正）

生産緑地制度は、良好な生活環境の確保のため、市街化区域内の農地を所有者の申出により都市計画に定め、建築行為などを規制することで都市農地の計画的な保全を図る制度です。

〈主な改正内容〉

- ◆指定下限面積要件の緩和（区市町村の条例により、指定面積要件を 500 m²以上から 300 m²以上に引き下げ可能）
- ◆農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランの設置が可能
- ◆生産緑地地区の都市計画決定後 30 年経過するものについて、買取り申出が可能となる期日を 10 年延長することができる特定生産緑地制度の創設

また、生産緑地法などの一部改正に併せて、生産緑地の一団要件や追加・再指定などの基準を定めた都市計画運用指針が改正されました。

〈主な改正内容〉

- ◆一団性要件の緩和（区市の生産緑地指定基準などの改正を行うことで、隣接していない近隣の農地と合わせて一団とみなすことが可能）
- ◆生産緑地の再指定の促進

③都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年 9 月施行）

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることによって、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展や都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的に制定されました。

〈主な内容〉

- ◆生産緑地のみを対象とした貸借の制度であり、貸借期間が終了すると所有者に生産緑地が返還される。
- ◆相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地の貸借が可能になった。
- ◆貸借期間中に相続が発生したときには、生産緑地の相続人は貸し付けたまま相続税納税猶予制度の適用を受けることができる。

(3) 持続可能なまちづくりへの関心の高まり

平成 27 年の国連サミットにて、持続的社会の構築に向けた、2030 年までに達成すべき国際的な目標として、SDG s（持続可能な開発目標）は採択されました。SDG s は、広範にわたる社会的ニーズに取り組むとともに、気候変動や環境問題などにも取り組む必要があることを示してしています。

小金井市においても、農業振興とともに、持続可能なまちづくりに向けて、さまざまな人や団体と協力関係を築き、食料の供給や環境保全に向けた取組の強化などに取り組むことが重要であると考えます。



■17の持続可能な開発目標（SDG s）

(4) 計画改定の視点

社会経済情勢の変化などをふまえ、主に以下の6つの視点から、現行計画の改定を行います。

- ◆現行計画の成果を引き継ぎ、課題などをふまえた見直しを行う。
- ◆法制度の改正をふまえ、都市農業に期待される役割や機能などに対応した計画とする。
- ◆with コロナ・after コロナ禍での「新しい生活様式」に相応しい計画とする。
- ◆人口減少・少子高齢社会に対応した、持続可能な計画とする。
- ◆SDG s など環境問題への取組や意識の高まりに呼応した計画とする。
- ◆都市農業の振興とともに、小金井市のまちづくりに資する農業振興計画として策定する。

3 農業振興の基本的な考え方

国が定めた都市農業振興基本計画では、施策の方向性として以下の3つが掲げられています。これをふまえ、本市における農業振興の基本的な考え方は次のとおりです。

都市農業振興基本計画

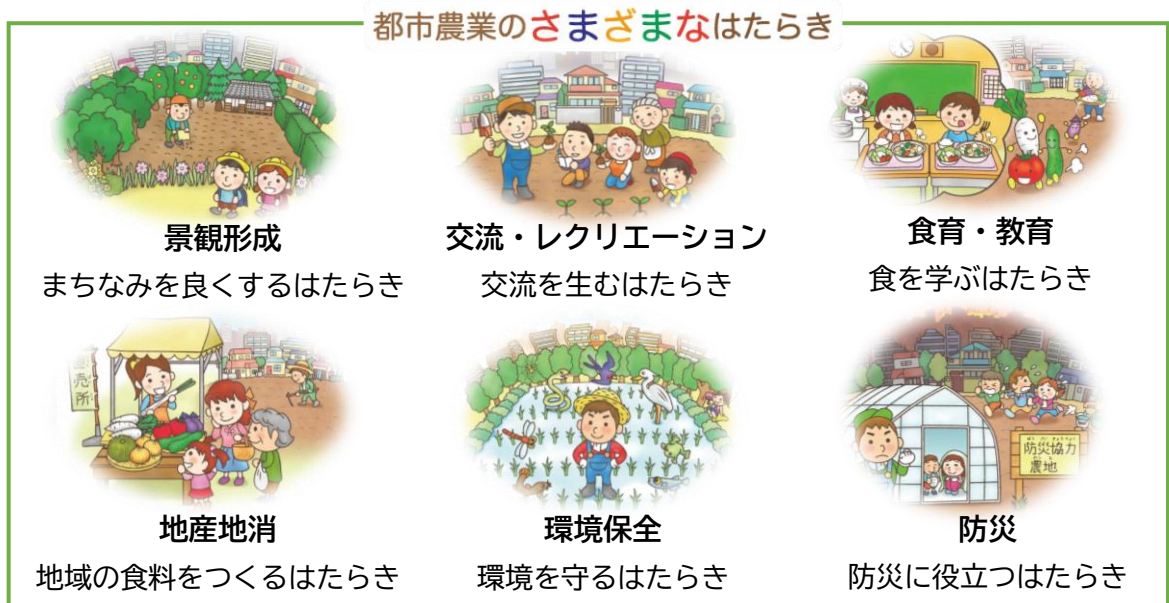
- ①都市農業の担い手の確保
- ②都市農業の用に供する土地の確保
- ③農業振興の本格的展開



小金井市の農業振興

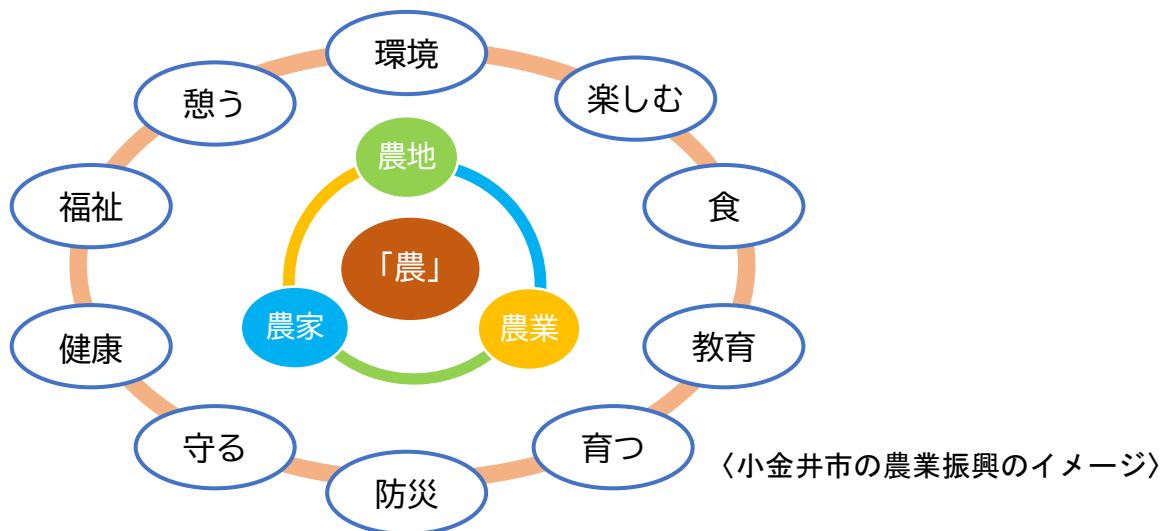
- ①担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開
- ②多面的機能を生かした農地保全
- ③持続可能な農業生産の推
- ④小金井農業の魅力発信

また、市街地やその周辺の地域で行われる都市農業には、さまざまな機能が期待されています。



参考：農林水産省 平成26年度「農」のある暮らしづくり支援対策

こうした点をふまえ、小金井市の農業振興のあり方として、産業としての農業の振興とともに、都市農地の多面的な機能を発揮することで、住宅地と農地が共存するなど「小金井らしい豊かな暮らし」の実現につながることを基本的な考え方とします。



白紙頁

II 小金井農業の現状と課題

1 小金井農業の特徴

小金井市の農業の特徴について5つの視点から、「強み」と「弱み」に整理しました。

強み

① 農業者

- ・元気で、積極的な若手農業者が活躍している
- ・多品種生産や高付加価値化、イベントへの参加等、様々な取組を行っている農業者も多い

② 農地

- ・農地保全を求める市民の声が多い（約76%）
- ・農地利用の規模の縮小を考えている農業者が少ない（約15%）

③ 営農・経営

- ・住宅地と農地が共存しており、近くに消費者が多くいる
- ・減農薬など、安心安全な生産を頑張る農業者が多くいる

④ 地産地消

- ・地場産農産物の購入を希望する市民が多くいる（約80%以上）
- ・住宅地と農地が近くにあるため、新鮮な農産物の提供ができる

⑤ 異業種連携・まちづくり

- ・市民によって「農」に関する素敵なイベントがすでに行われている
- ・教育環境が良く、子育て世帯に人気の土地柄
- ・地域貢献に積極的な農業者も多い

弱み

① 農業者

- ・農業者が年々減っている（5年間で約20戸以上）
- ・担い手の減少が懸念（農業後継者がいる世帯は約30%弱）

② 農地

- ・農地が年々減っている（年間「約10000㎡」）
- ・農地の集約化（面的にまとまって耕作できる状態）が困難

③ 営農・経営

- ・農業経営だけで生計を立てるのは難しい（年間農業取得が50万円未満の農業者が約31%）

④ 地産地消

- ・小金井で農産物が生産されていることを知らない市民が多い
- ・農産物の購入は、スーパーで行う市民がほとんど（約96%）

⑤ 異業種連携・まちづくり

- ・異業種連携が十分とはいえない
- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、イベント等を行うのが難しい

2 小金井市の農業をとりまく現状

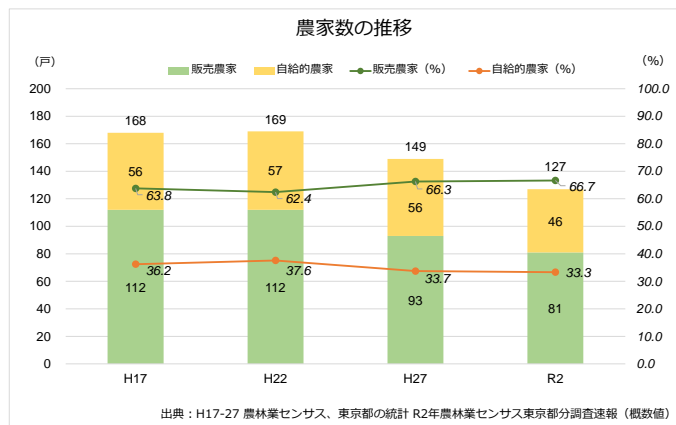
グラフデータの差し替えを検討中

(1) 基礎調査

① 農業者

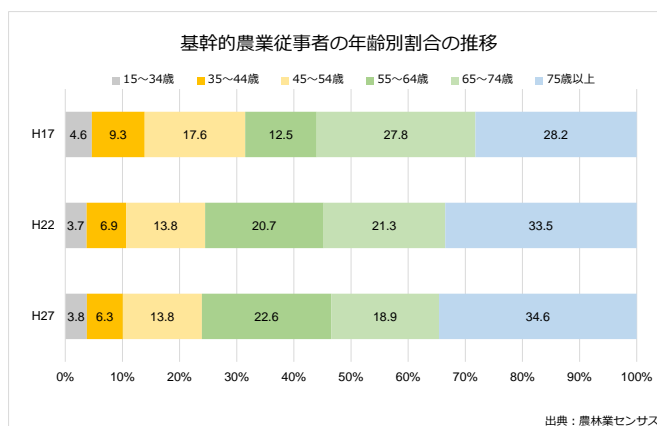
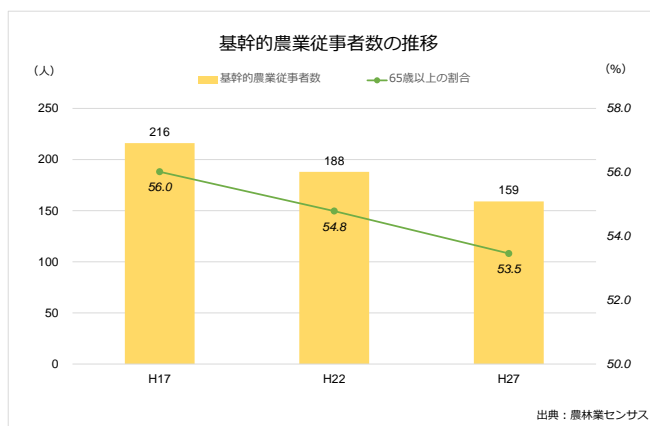
■ 農家数

- ・令和2年の総農家数は127戸で、うち約6割が販売農家、約4割が自給的農家です。
- ・平成22年以降、販売農家、自給的農家、ともに減少が続いています。
- ・平成17年から令和2年にかけて、総農家数は41戸（約24%）減少しています。



■ 基幹的農業従事者

- ・平成27年の基幹的農業従事者（ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）は、159人です。そのうち65歳以上の従事者が約54%を占めています。
- ・平成17年から平成27年にかけて57人（約26%）減少しています。
- ・年齢別基幹的従事者の割合を年齢別で見ると、いずれの年齢層も減少傾向にあるなか、55～64歳と75歳以上の従事者層は増加しています。



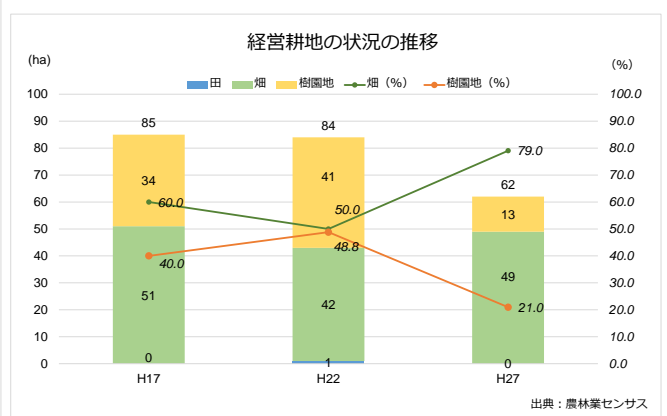
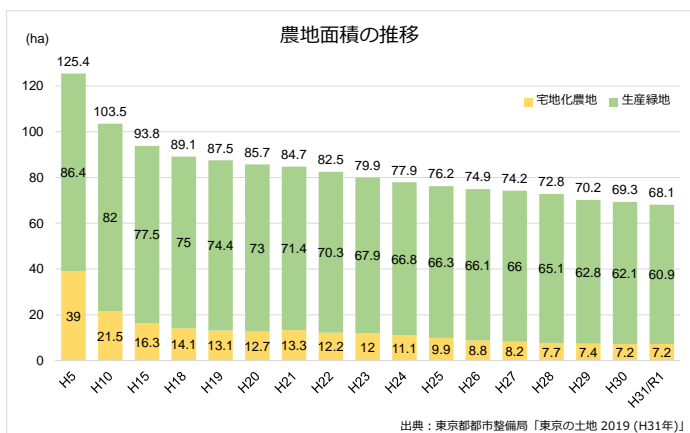
②農地

■農地面積

- ・平成31・令和1年の「生産緑地面積」は約60.9haで、農地面積の約90%を占めています。
- ・農地面積は年々減少しています。生産緑地制度が改正された翌年の平成5年と比較すると、半数弱の農地が失われ、なかでも「宅地化農地」の減少が顕著で、約81%減となっています。

■経営耕地面積

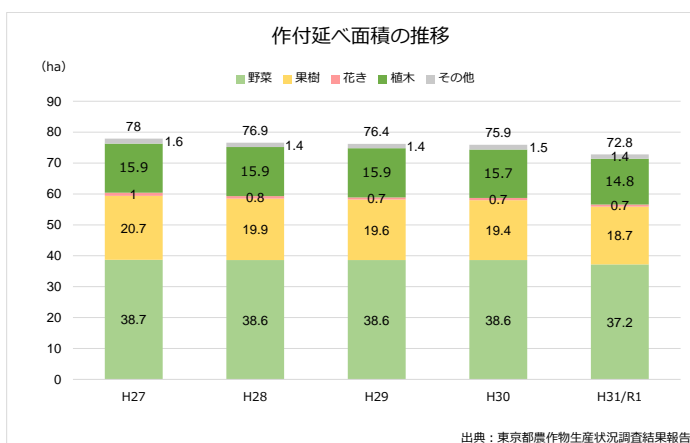
- ・平成27年の経営耕地面積は、「畑」が約79%、「樹園地」が約21%を占めています。
- ・平成17年と比較すると、経営耕地総面積は約23ha減少しています。「畑地面積」は、若干の増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。一方で「樹園地」は、半分以上（約62%）減少しています。



③営農

■作付延べ面積

- ・平成31年（令和1年）の作付延べ面積は「野菜」が約37.2haで最も大きく、次いで「果樹」（約18.7ha）、「植木」（約14.8ha）、「花き」（約0.7ha）となっています。
- ・農産物別に作付延べ面積をみると、作付面積が最も大きな作物は「栗」（約9.5ha）で、次いで「小松菜」（約3.1ha）、「ばれいしょ」（約2.9ha）となっています。



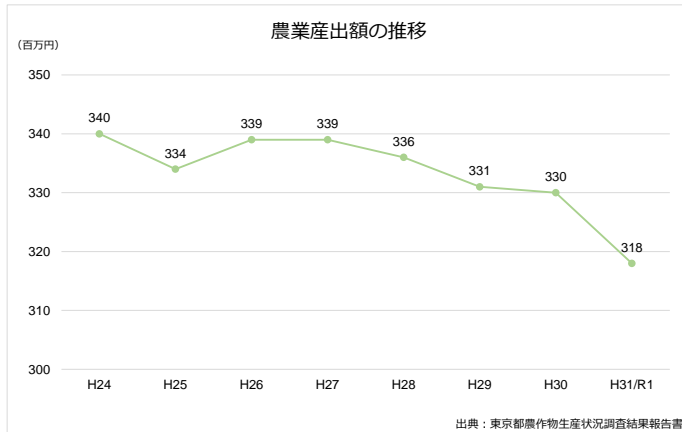
農産物作付延べ面積上位10品目 (H31/R1年)

順位	品目	面積 (ha)	収穫量 (t)	産出額 (百万)
1	栗	9.5	7	1
2	小松菜	3.1	44	21
3	ばれいしょ	2.9	44	6
4	ほうれん草	2.8	24	10
5	大根	2.5	80	7
6	キウイフルーツ	2.5	16	6
7	柿	2.3	12	4
8	スイートコーン	1.7	12	3
9	ブロッコリー	1.5	12	3
10	枝豆	1.3	10	7

出典：東京都農作物生産状況調査報告書

■農産物産出額

- 平成 31 年（令和 1 年）の農業産出額は約 3 億 1 千 8 万円です。平成 30 年から平成 31 年間にかけて、約 1 千 2 百万円減と大幅な減少がみられます。
- 産出額が最も高い農産物は小松菜で、次いで茄子、ほうれん草となっています。果樹においては、キウイフルーツの産出額が最も高く、次いでブルーベリー、柿となっています。



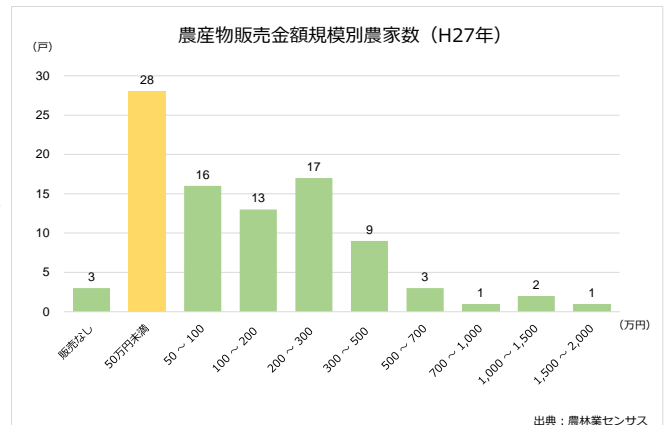
農産物産出額上位 10 品目 (H31/R1年)

順位	品目	産出額 (百万)	面積 (ha)	収穫量 (t)
1	小松菜	21	3.1	44
2	茄子	15	1.3	74
3	ほうれん草	10	2.8	24
4	きゅうり	8	1.3	24
5	大根	7	2.5	80
6	枝豆	7	1.3	10
7	ばれいしょ	6	2.9	44
8	キウイフルーツ	6	2.5	16
9	ブルーベリー	5	1.2	3
10	柿	4	2.3	12

出典：東京都農作物生産状況調査報告書

■農産物販売金額

- 平成 27 年の販売金額規模別農家数は、「50 万円未満」が 28 戸（約 30%）と最も多く、次いで「200～300 万円」が 17 戸（約 18%）、「50～200 万円」が 16 戸（約 17%）と、農産物の販売金額が小規模の農業者が多い傾向にあります。



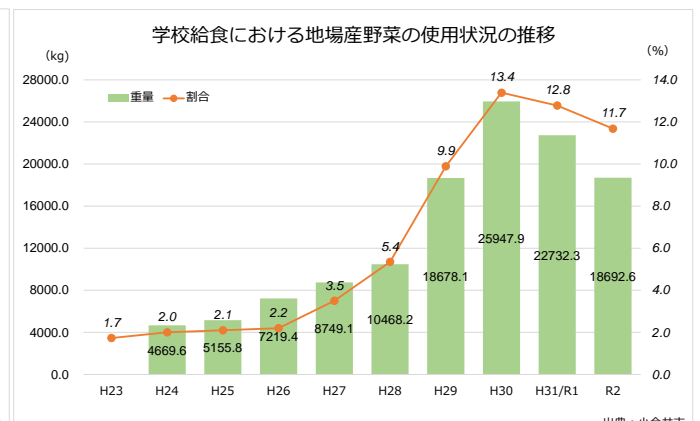
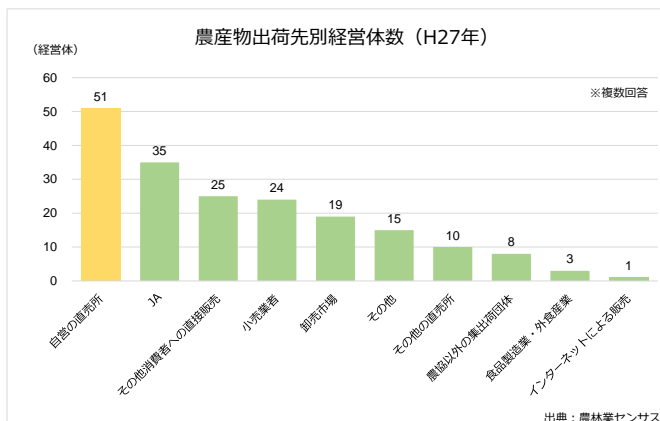
④農産物の流通・販売

■出荷先

- 平成 27 年の農産物の出荷先は、「自営の直売所」を合わせた、消費者への直接販売が約 40% を占めており最多です。次いで、「JA」が（約 18%）、「小売業者」（約 13%）となっています。最も少ないのは、「インターネットによる販売」（約 0.5%）です。

■学校給食

- 令和 2 年の学校給食における地場産野菜の使用総量は 18692.6kg で全体の約 11.7% です。
- 平成 29 年と 30 年に大幅な増加みられるものの、平成 31 年以降は減少傾向にあります。
- 学校給食では、地場産野菜の他、地場産のハチミツやルバーブジャムも使用しています。



⑤「農」とまちづくり

市内の農業者や市民などにより、すでに以下のような取組が進められています。

以下のイベント等の写真をキャプション入りで掲載

- 農業祭（農業振興品評会）
- 産業祭り
- 道草市、こがね市、文旦祭等
- はけのおいしい朝市
- セミナー農園（仮称）
- 江戸の農家みち
- 文旦祭等
- 小金井産の加工品等
- リサイクルたい肥イベント

等



新たな取組による農地の活用



農業者によるイベントを通じた食育や地域交流の取組



商業者や子育て・福祉事業者と連携した取組



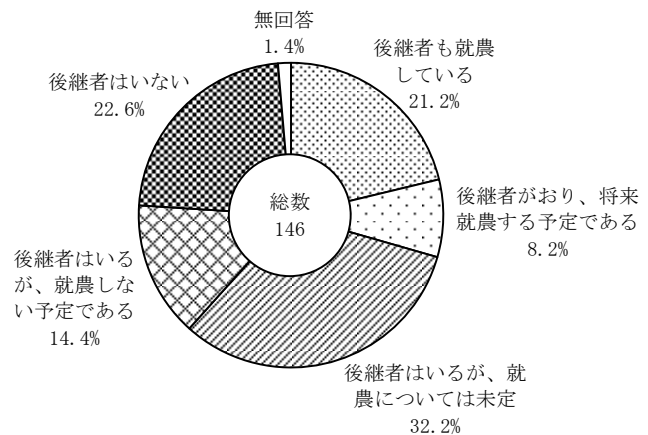
農地での収穫体験イベント

(2) アンケート調査結果

農業者アンケート（抜粋）

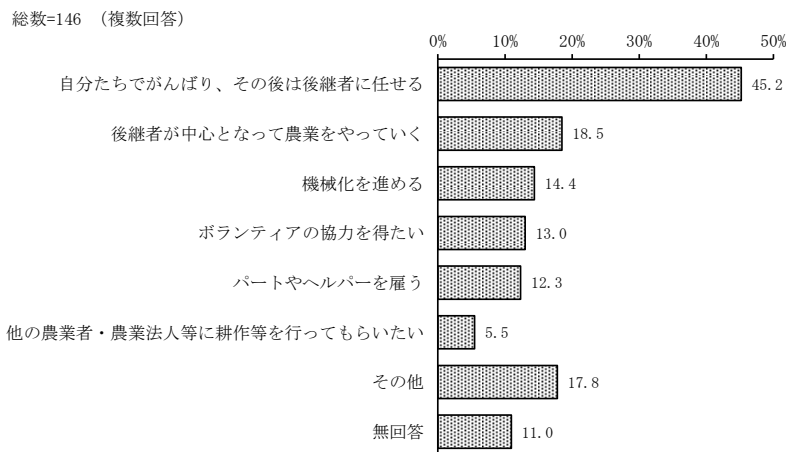
■後継者の状況

- ・「後継者も就農している」が21.2%、「後継者がおり、将来就農する予定である」が8.2%となっており、将来も就農が期待できる農業世帯は全体の30%弱にとどまっています。
- ・22.6%が「後継者はない」、14.4%が「後継者はいるが、就農しない予定である」と回答しており、就農が見込めない農業者の割合は37%で、後継者のいる世帯を上回っています。



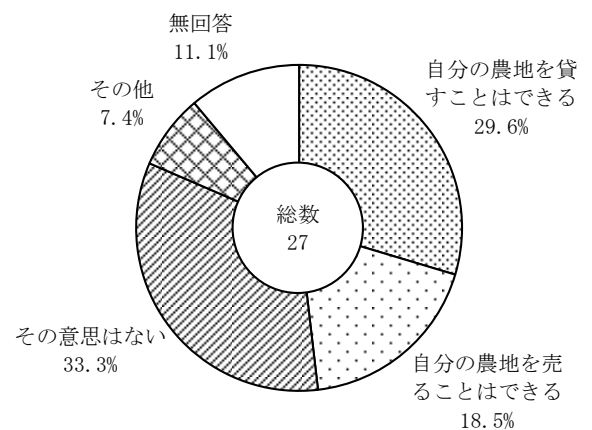
■今後の担い手・労働力について

- ・「自分たちでがんばり、その後は後継者に任せる」が45.2%で最も多くなっています。
- ・「機械化を進める」(14.4%)、「ボランティアの協力を得たい」(13.0%)、「パートやヘルパーを雇う」(12.3%)など、後継者以外の協力も検討されています。



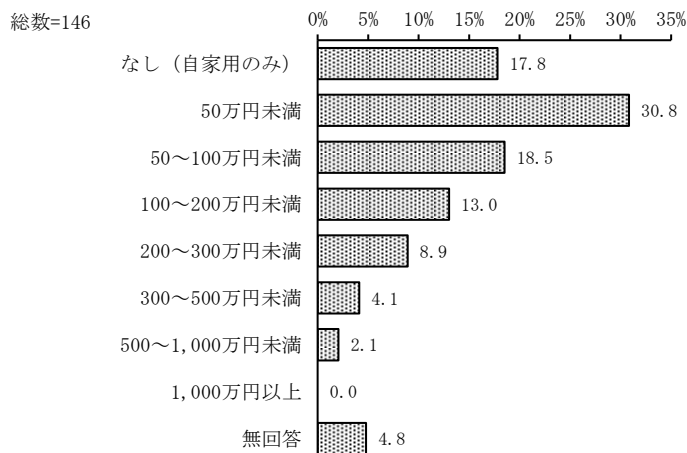
■農地の貸借・売却

- ・10年先の農業経営について、農地利用の規模の縮小を検討している農業者は全体の約15%でした。そのうち貸借の意向がある農業者は約30%、売却を考えている農業者は約19%でした。このことから約半数弱の農業者において、農地の流動化が進むことが予測されます。

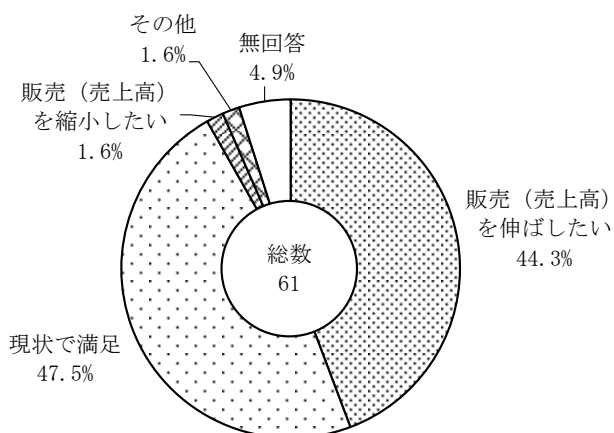


■年間農業取得

- ・「50万円未満」が約31%で最も多く、所得階級が上がるほど、比率が下がっています。
- ・農業経営以外の所得で生計を立てている農業者が多いと考えられます。



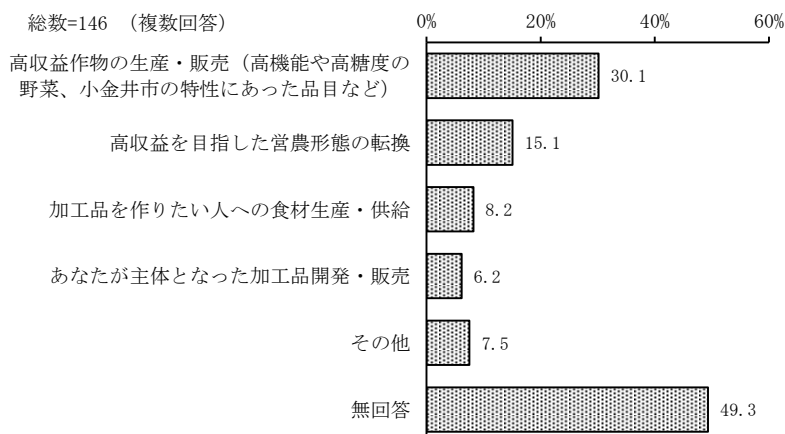
■今後の販売意向



- ・「現状で満足」が半数近くおり (約48%) で最も多くなっていますが、「販売 (売上高) を伸ばしたい」農業者も半数弱 (約44%) います。
- ・「販売 (売上高) を縮小したい」農業者は1.6%と少なくなっています。
- ・販売を伸ばしたい意向の農業者は、年齢層が低いほど多い傾向にあります。

■新しい取組への関心

- ・「高収益作物の生産・販売」と「高収益を目指した営農形態の転換」が合わせて約45%と、最も多くなっています。
- ・「販売を伸ばしたい」農業者の半数以上 (53.8%) が高収益作物の生産・販売に興味を示しています。



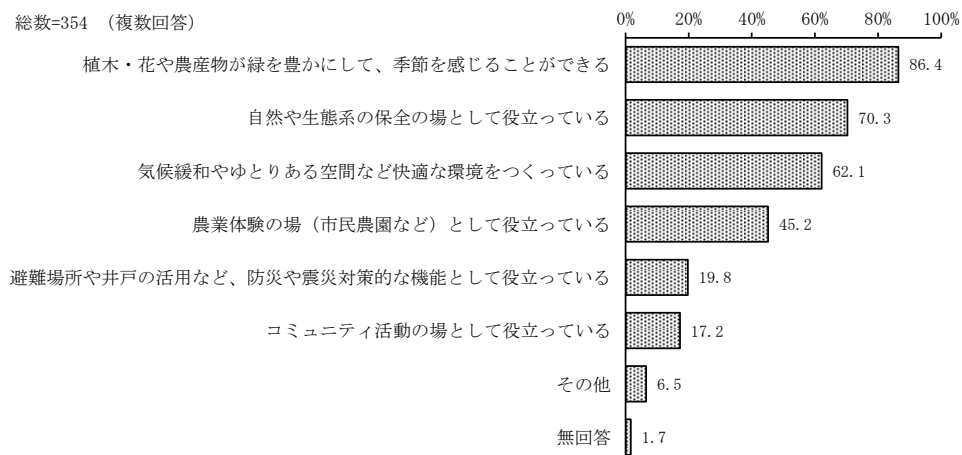
■主な自由意見 (抜粋)

- ・後継者への情報提供 (制度など)。
- ・小規模営農者に対する支援の強化、各機関からの指導や提案。
- ・住宅地に点在する農地の存在価値を見出し、農業収入の意義ある位置づけが大切。
- ・地産地消の拡充。自動販売機等の購入支援。
- ・子どもたちへの働きかけを通じて、家庭内にも地元野菜の良さを広げてほしい。
- ・特産品を作る (オリジナル品種、加工品など)。
- ・地域コミュニティとの連携を増やし、開かれた農業にしていきたい。

市民アンケート（抜粋）

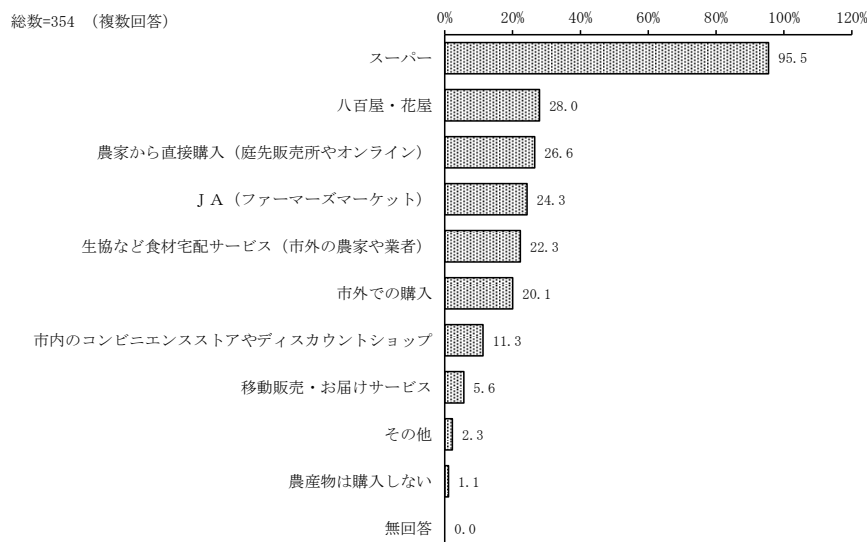
■農地の多面的機能

- ・住環境や自然環境の保全・向上に関する効果を感じている市民は60%を超えている一方で、防災やコミュニティ形成への効果を感じている市民は10%代で少ない傾向にあります。
- ・「農業体験の場として役立っている」と回答した市民は、18歳未満の子どもがいる子育て世代（65.5%）に多くみられました。



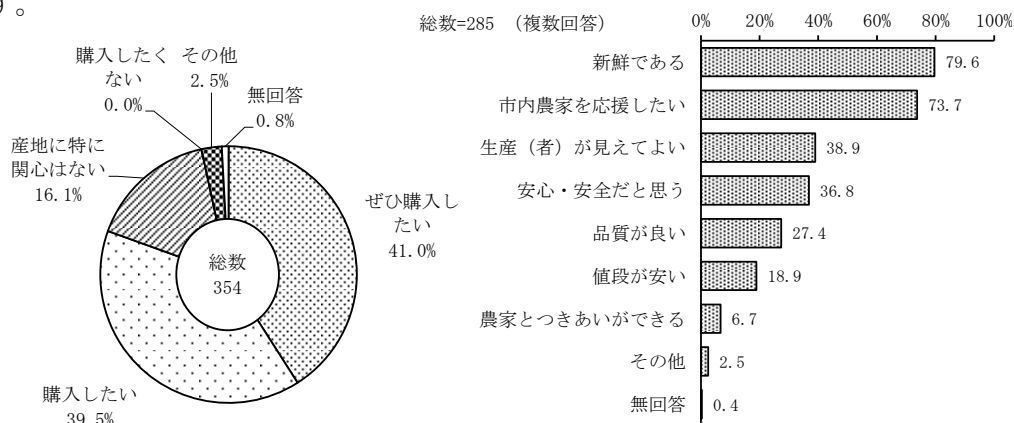
■農産物の主な購入先

- ・大多数の市民がスーパーを利用しています（95.5%）。
- ・「農家から直接購入」と回答した市民は40代（37.5%）と、18歳未満の子どもがいる（33.6%）世帯が多い傾向にあります。
- ・「JA（ファーマーズマーケット）」の利用者は、70歳以上（37.9%）が多くなっています。



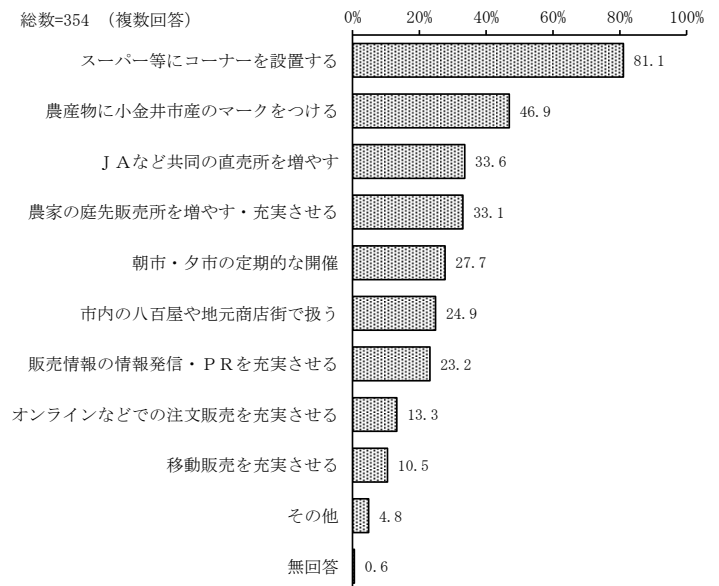
■小金井産農産物の購入意向

- ・購入希望者が全体の80%以上を占めています。「ぜひ購入したい」と回答した市民は30代と40代が合わせて50%以上で、多い傾向にあります。
- ・購入したい理由としては、「新鮮である」（約80%）に次いで、「市内農家を応援したい」（約74%）が多くみられます。
- ・新鮮さを求める市民は年齢層が高いほど多く、農業者を応援したい回答者は40代未満の年齢層が最も多くなっています。



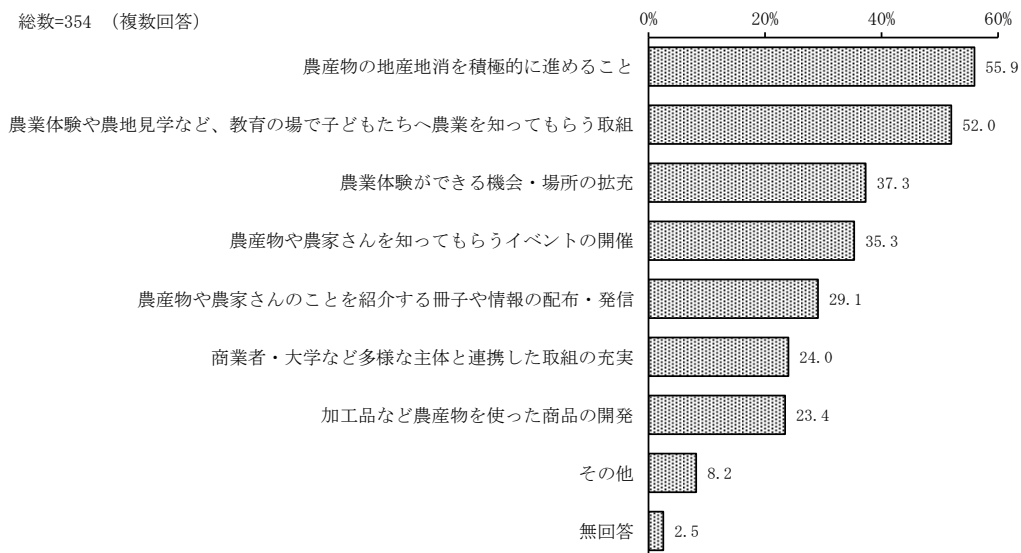
■小金井産農産物を購入しやすくするには

- ・スーパー等におけるコーナー設置を求める声
が最多でした（約80%）。
- ・「小金井産のマークをつける」も半数近く（約
47%）あり、また、購入希望者が多いことか
ら、地場産農産物の需要が高いことがうか
がえます。



■小金井市の農業を盛り上げていくために

- ・地産地消の推進（約56%）や、農業体験や農
業見学など子どもたちへの農業教育（約52%）が半数以上と多くなっています。
- ・その他農業体験の機会や場、情報発信の拡充を求める意見が多くみられます。



■主な自由意見（抜粋）

- ・何故農業の発展が必要なのかを市民に知らせることが必要。
- ・一般市民と人手不足の農家さんを繋ぐ仕組み。
- ・有機野菜や減農薬野菜の販売。
- ・スーパー等に置いて、手軽に買えるようにしてほしい。働いていると野菜だけを買いに直売所に行く時間がない。
- ・駅近での販路拡充。
- ・どのような野菜がどこでいつ帰るのか情報があると購入しやすい。
- ・情報を一元的に発信取得できるポータルサイトを設ける。
- ・学校給食での積極的な活用。
- ・市内の保育園、幼稚園、小中学校向けに農業体験のイベントを企画する。子ども達だけでなく、親世代にも小金井農業を認知してもらうきっかけになる。
- ・ブランド化。加工品開発。ふるさと納税での小金井産農産物の提供。
- ・農業祭やマルシェなどのイベントの開催。

(3) ヒアリング調査結果

アンケート調査をふまえ、農業関係者・団体、商業関係者・団体、市民活動関係者・団体、市内関係者にヒアリング調査を行いました。主な意見は以下のとおりです。

現状と課題

■農業者・農業従事者

- ・認定農業者の補助金を活用している農業者も多い反面、農業経営改善計画書を提出することに不安や抵抗があるなどの理由により、認定農業者制度の申請をしていない農業者もいる。

■農地

- ・相続税納税猶予における判断基準が分かりにくい。
- ・農地の貸借は、農地を貸す側を探すことが難しい。所有者を対象とした勉強会等が必要。
- ・非農業者として、小金井農業の現状やなぜ農地を守らなければならないのか理解が出来ていない。他業種や市民にも理解をしてもらう必要があるように思う。

■営農

- ・1日の売り上げ平均は1万円に満たないことも多く、農業だけで生活を賄うのはとても厳しい。
- ・近くに消費者が多くいるメリットは大きい。消費者ニーズを研究し、情報提供出来ると良い。
- ・同じ野菜が同時期に大量生産されるため売れ残ってしまう。対策を講じる必要がある。
- ・B品等は定期的に一定量出るわけではないため、あることを前提に取組を考えるのは難しい。
- ・生産量が足りていないことが課題であると感じている。生産量上げるのは現実的に考え難い。
- ・庭先販売はいつ何が置いてあるか定まっていないため、不便で利用が進まない。
- ・直売所だけは顧客数含め限界があるため販売網を複数持つ必要がある。
- ・販路が広がれば生産量を増やしたいという声も多いため、販売において力を貸してほしい。
- ・自身のペースで耕作出来ない、規格に合わせるのが大変などの理由から学校給食に参入してもらうのが難しい。
- ・鳥害獣被害を懸念している。

■異業種連携・まちづくり

- ・農単体で所得を上げ続けるのは難しい。農と社会問題と結びつける必要があるように思う。
- ・個人的なつながりのない農・商業者が直接連携するのは難しい。中間支援を担う人が必要。
- ・過去に地場産野菜の販売を行ったが、決められた日時に納品してもらえない、価格設定も様々であるなど対応が難しかった。商業者としては、定期的な納品が見込めないと協力しづらい。
- ・農業者の年間スケジュールが分からないため、どのように関わっていけるのか分からない。季節の農産物などが見える化されると、関わりやすくなる。
- ・商業者等が、自らJAに野菜を集荷しに行くのは大変だと思う。
- ・特産品があると各業種の人共通のテーマとして継続的に販売展開などに取り組める。
- ・新型コロナウイルスによる制約でイベント等の開催が難しい。
- ・農作業などを楽しみながら、ごみや環境の話をする、環境に関する興味関心が自然と高まる。その話を家庭で共有することにより、多くの市民へと広がっていくのではないかと。

■情報の受発信

- ・小金井市には地場産野菜の消費者ニーズがあるものの、PRが十分でない。情報のプラットフォームが必要。

今後の取組アイデア

■農地

- ・農作業がきつく生産量を減らしている高齢の農業者も多い。そういう方の農地の一面を借りて生産を増やしていけると良い。そうすると新規就農者も受け入れられるようになる。

■営農

- ・同じくらいの手間とコストで生産でき、より高額で売れる野菜などの紹介も有効と思われる。
- ・市内のスーパーからも地場産野菜の要望がある。
- ・市民がよりアクセスしやすい場所に販売拠点をつくる必要がある。駅近くの商業施設や小売り店で地場産野菜のコーナーを設けてはどうか。
- ・公共事業を介し、公共空間の緑被率を上げられると良い。

■異業種連携・まちづくり

- ・フードロス運動の一環として、B品を販売ルートに乗せると、環境や食、「農」にも優しいまちづくりを進めることができる。
- ・「農」に関わるきっかけとして、フードロスの観点から取り組むのは、子育てや環境に関する意識が高い人が多い小金井市民への訴求力はあると思う。
- ・市民農園などに市内の農業者に来ていただきアドバイスをしてもらおう等の交流機会は需要がある。PR含め、農業者との関係づくりにもつながるのではないか。
- ・子どもの農の体験は、教育のみならず、将来子育てをしに帰って来たくなくなるような愛着形成や定住促進につながるなどの可能性が広がるように思う。
- ・季節の野菜を周知する料理教室や、忙しい人の助けになるような保存食の教室を開催したい。
- ・低未利用の公園やマンション提供公園、介護施設、保育園等のまちなかのちょっとしたスペースでプランター栽培などの農に関わる取組をしてはどうか。
- ・日常の楽しみや馴染みのあるものにみんなで取り組むようなイベントを仕掛けていってはどうか。
- ・農・商業者が楽しめる定期的なコミュニケーションの場があると時間はかかるが関係性が築かれ連携に発展していくように思う。
- ・加工品は参画する農業者が多ければ、ロットに合わせた農産物の供給等補い合うことができる。
- ・都心部の子ども等を対象とした、観光につながる農業体験の取り組みがあると良い。
- ・カリキュラムの一環として学生からSNSの発信など協力を得られたら助かる。

農業振興計画に期待すること

- ・生産意欲が高い農業者と農地の維持に比重を置いている農業者では、抱えている問題等が異なる。それぞれの事情を考慮したアプローチが必要。
- ・経営改善、生産振興策を盛り込む必要がある。
- ・小金井で野菜や果樹が生産されていること、また植木のまちであったことや今も植木の生産が続いていることをより多くの人に知ってもらいたい。
- ・10年の間で取り組みやすい内容や事業を位置付けてほしい。
- ・「ALL 小金井」として、農業が全市民的なテーマとなるような調整を目指したい。
- ・子どもが読んでも分かるようなつくりにしてほしい。
- ・小金井らしさを盛り込んだ、オリジナリティのあるコンセプトでPRしていくのが効果的。

3 小金井市における農業振興の課題

小金井市の農業振興の課題として、主に次のような点があげられます。

◆後継者への支援

- ・後継者世帯が働きやすい環境の形成、家族経営協定などの活用

◆担い手の確保

- ・新規就農者への支援、女性や団体等が参画するための環境整備
- ・高齢化への対応や繁忙期の人員などの確保

➡ ①担い手の減少への対応

◆生産緑地の維持・保全

- ・生産緑地指定後 30 年が経過する生産緑地買取り申出への対応
- ・特定生産緑地制度や相続税納税猶予制度等の周知

◆農地の貸借の促進

- ・高齢化や農地保全への対応、限られた農地の有効活用

◆市民の農業への理解

- ・食育・防災・環境・教育・福祉・交流などの都市農業の機能を通じた理解の醸成

➡ ②農地の減少への対応

◆生産性の向上

- ・限られた農地における生産性の向上、作業の効率化への支援
- ・農産物の販売金額が少ない層への対応
- ・意欲ある農業者への対応

◆販売力の向上

- ・地場産農産物の販売・利用促進、新しい販路の開拓

➡ ③安定した農業経営環境の整備

◆食や環境を意識した農業

- ・安心安全な農産物の生産・供給
- ・食や農業についての理解の醸成

◆消費者への対応

- ・小金井産農産物の認知度の向上、購入機会の拡充

◆農にふれる環境づくり

- ・農業体験やイベントなどの交流機会の拡充

➡ ④地産地消の促進

◆環境問題・環境志向の高まりへの対応

- ・環境保全型農業の推進

◆他分野との連携

- ・商業・福祉・教育など他分野との交流機会の創出による多分野との連携

➡ ⑤「農」のあるまちづくりの推進

左ページの課題に関する写真を掲載

写真の掲載にあたっては個人情報や著作権などに配慮して行います。

Ⅲ 将来像・施策の体系

1 目標とする将来像

目標とする将来像として、**「魅力」「豊かさ」「笑顔」溢れる都市農業のまち 小金井**を掲げます。

「魅力」「豊かさ」「笑顔」溢れる都市農業のまち 小金井

この将来像は、本計画で定める施策の実施を通じて目指すゴールです。
3つのキーワード**「魅力」「豊かさ」「笑顔」**には、次のような想いが込められています。

魅 力

農業者が元気になり、農業が活性化することで、まちづくりに活力をもたらす**「魅力」**溢れる都市農業の振興を目指します。

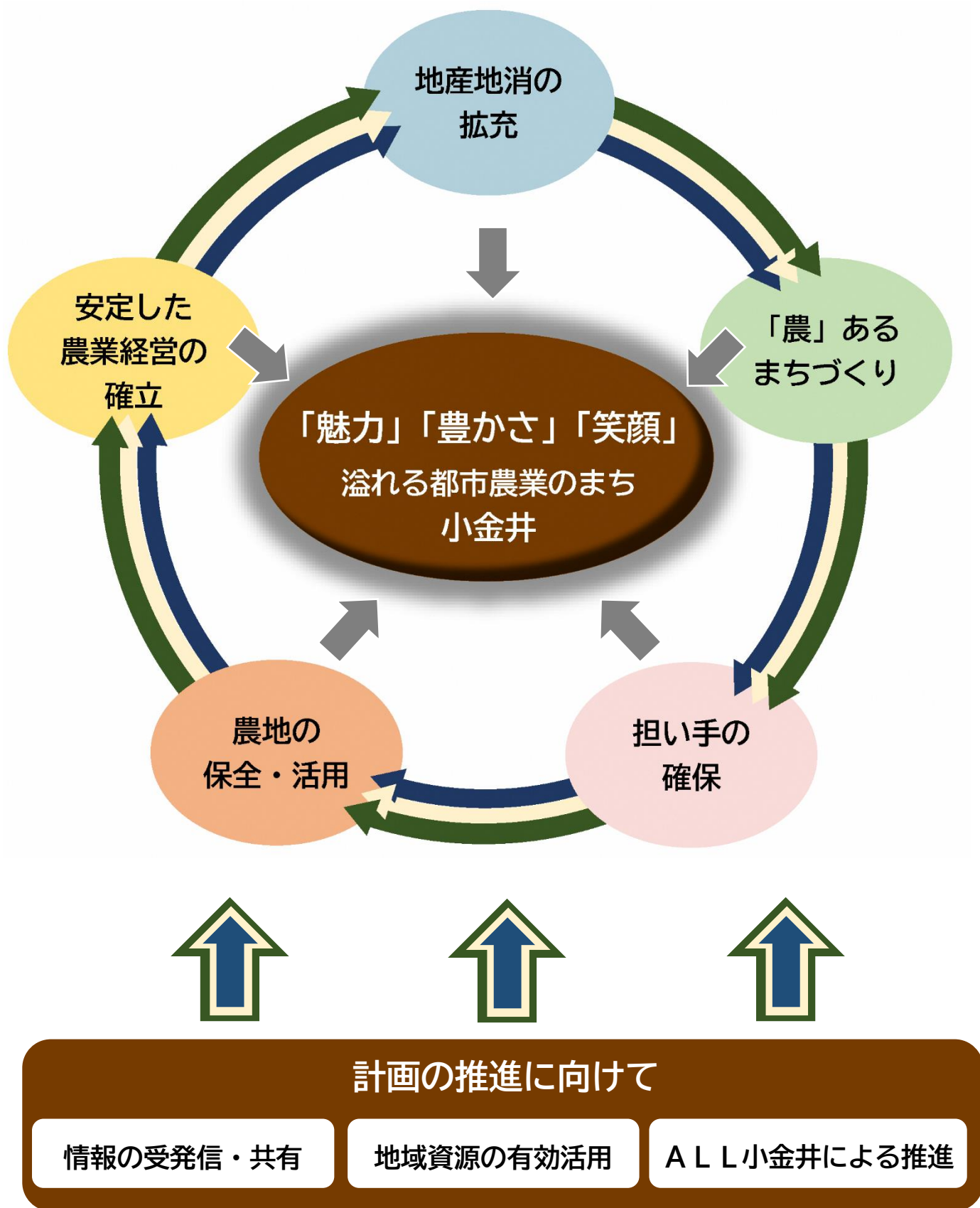
豊かさ

農地と住宅地、農業と環境保全、農業と商業など多様性を尊重しつつ共生する**「豊かさ」**溢れる都市農業の振興を目指します。

笑 顔

「農」を通じた交流により、**「大地を耕し・種を蒔き・実りを育み・楽しむ」**
「笑顔」溢れる都市農業の振興を目指します。

2 施策の体系



IV 施策の展開

施策を展開していくにあたり、個々の施策を束ねる柱として、5本の基本施策を定めます。これらの基本施策は、5つの課題に対応し、農業振興により解決する方向を示すものです。

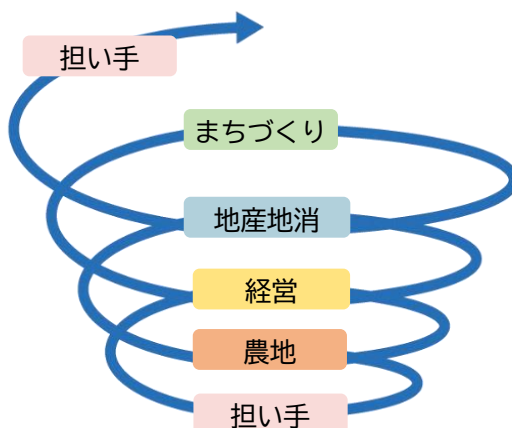
〈基本施策〉 個々の施策を束ねる5本の柱	〈対象・視点〉
1 担い手の確保	人・職
2 農地の保全・活用	農地・制度
3 安定した農業経営の確立	経営・生産
4 地産地消の拡充	消費・食
5 「農」あるまちづくり	地域・連携

〈対象・視点〉は、それぞれの基本施策が対象とするコトやモノ、施策を設定する際の切り口や視点を表しています。

例) 1 担い手の確保・・・対象：多様な人 視点：職としての魅力や継続性等

5本の基本施策は、バラバラに進めていくのではなく、相互に補完・連携しあう関係です。施策どうしの良い循環を促し、スパイラルアップしながら、将来像の実現を目指します。

こうした施策の実現過程を通じて、with コロナ・after コロナにおける新しいライフスタイルの提案や小金井への愛着が醸成されていくことを期待しています。



〈基本施策〉

1 担い手の確保

後継者や新規就農者、団体など多様な担い手の育成を支援し、農作業に限らず幅広い営農支援を目指します。

- 1-1 認定農業者・認証農業者の育成・支援
- 1-2 後継者の育成・支援
- 1-3 多様な担い手の確保
- 1-4 幅広い営農支援の機会創出

2 農地の保全・活用

法制度の周知・活用や貸借の促進等により農地を保全し、農地が有する多面的な機能への理解促進を図ります。

- 2-1 農業関連法制度の周知・活用促進
- 2-2 農地の貸借の促進
- 2-3 多面的機能の理解促進

3 安定した農業経営の確立

消費者のニーズ等に見合った生産力や販売力の向上などにより、安定した農業経営の確立を目指します。

- 3-1 農業生産力の向上
- 3-2 販売力の向上
- 3-3 意欲ある農業者の支援

4 地産地消の拡充

消費者側からの農業振興として、食育や購入機会の拡充、ふれあい農業などを進め、地産地消の拡充を目指します。

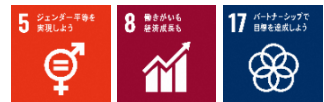
- 4-1 安全な農産物の生産支援
- 4-2 食育の推進
- 4-3 購入機会の拡充
- 4-4 ふれあい農業の推進

5 「農」あるまちづくり

従来の農業振興における取組を大事にしつつ、新たな視点からの「農」を中心としたまちづくりを進めていきます。

- 5-1 環境と共生する「農」の推進
- 5-2 農商・農福・農学の連携促進
- 5-3 「農 x ○○」の取組促進

基本施策 1 担い手の確保



1-1 認定農業者・認証農業者の育成・支援

農業者や生産団体等に対して、国、都及び市等から設備導入の補助等のさまざまな支援を受けることができる**認定農業者**及び**認証農業者**の制度について周知を図ります。

また、認定農業者及び認証農業者に対しては、関係機関と連携しながら経営改善計画の目標達成に向けたフォローアップ活動や活用できるさまざまな補助制度に関する情報提供等の支援を行います。

農家の後継者世代や女性が働きやすい環境の形成に向けて、労働環境や役割分担等について取り決める**家族経営協定**の締結と認定・認証農業者の共同申請を推奨していきます。

〈主な取組〉

- 認定農業者及び認証農業者の育成・支援
- 活用できる補助制度等の情報提供
- 家族経営協定の普及促進

施策の内容や目指すこと等が
イメージできる写真・図表等
を掲載します

施策の内容や目指すこと等が
イメージできる写真・図表等
を掲載します

1-2 後継者の育成・支援

後継者が安心して農業に取り組めるよう、関係機関と連携した相談事業の充実を図ります。就農資金の借り入れや、給付金等の支援を受けることができる青年等就農計画制度の周知をはじめ、農業経営や栽培技術が学べる研修会等の情報提供、若手農業者組織が行う事業等への支援も行います。

〈主な取組〉

- 国・都等の研修制度の活用促進
- 認定・認証農業者及び認定新規就農者（青年等就農計画制度）制度の周知
- 家族経営協定の普及促進
- 職としての魅力を高める取組に対する支援（新規）

施策の内容や目指すこと等が
イメージできる写真・図表等
を掲載します

施策の内容や目指すこと等が
イメージできる写真・図表等
を掲載します

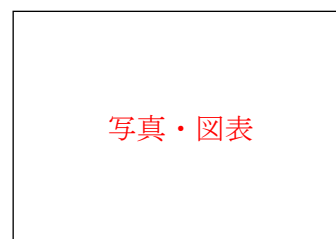
1-3 多様な担い手の確保

都市農地の貸借制度を活用することにより、後継者はもとより、新規就農者や団体等の参画も見込まれることから、多様な担い手を確保するため、関係機関と連携し、農業経営や栽培技術等が学べる研修機会の周知や支援事業等の情報提供を図ります。

また、新規就農者等の育成に向けて、青年等就農資金の借り入れや青年就農給付金等の支援を受けることができる**認定新規就農者**（青年等就農計画制度）制度についての周知を図るとともに、関係機関と連携したフォローアップ等の支援を行います。

〈主な取組〉

- 新規就農者等への支援
- 女性が活躍できる環境整備
- 担い手確保育成支援のための事業の活用
- 国・都等の研修制度の活用促進（再掲1-2）



1-4 幅広い営農支援の機会創出

農業者の減少や高齢化に対応するため、**援農ボランティア**に加えて、広く市民や学生等と連携しながら、農繁期の人員確保やPR活動・販売促進の支援等、営農支援の機会を創出します。

また、援農ボランティアと農業者のマッチングや、双方のフォローアップなどについても、有効な仕組みを検討していきます。

〈主な取組〉

- 援農ボランティアの育成
- 援農ボランティアと農業者のマッチング及びフォローアップ
- 市民や学生等による営農支援の機会創出



基本施策2 農地の保全・活用



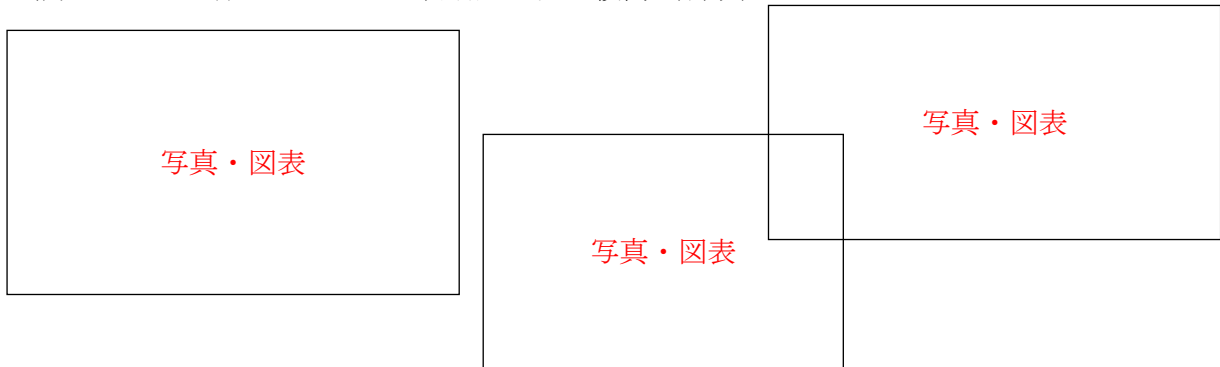
2-1 農業関連法制度の周知・活用促進

生産緑地の維持や保全に向けて、**特定生産緑地制度**や**相続税納税猶予制度**等の農業関連法制度に関する勉強会の開催支援を通じた周知を図るとともに、各種補助制度の周知を図り、関係機関と連携しながら課題解決に向けた支援をするとともに、市による農地の先行取得や貸借についても検討します。

また、農地の継続した利用や適正な管理に向けて、引き続き**農地パトロール**を実施します。

〈主な取組〉

- 生産緑地の追加指定の推進
- 特定生産緑地制度への移行の推進（新規）
- 相続税納税猶予制度の推進
- 農地パトロールの実施
- 各種補助金・助成金の周知及び活用支援
- 農地保全に向けた制度の検討や勉強会等への支援（新規）
- 農地としての保全につながる利活用方法の検討（新規）

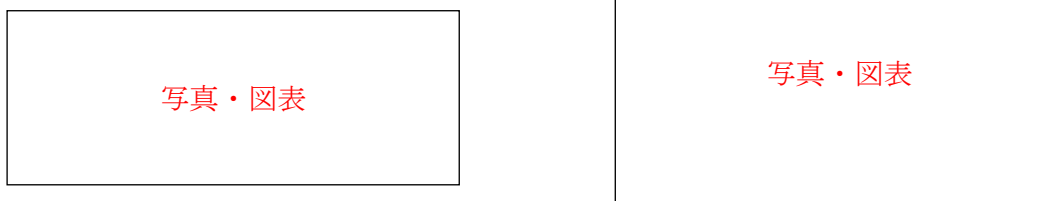


2-2 農地の貸借制度の活用促進

農業者の減少・高齢化の進行を踏まえると、今後、営農が困難な生産緑地が増加することが見込まれます。そうした生産緑地について、**都市農地貸借円滑化法**による貸借制度を活用することによって、限られた生産緑地の有効活用及び保全につながることから、農地を貸したい人、農地を借りたい人を対象として、都市農地貸借円滑化法の周知や勉強会等の開催支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、相談窓口を整備し、生産緑地の貸借の促進を図ります。

〈主な取組〉

- 都市農地貸借円滑化法の周知と勉強会の開催（新規）
- 都市農地貸借に関する相談窓口の整備（新規）



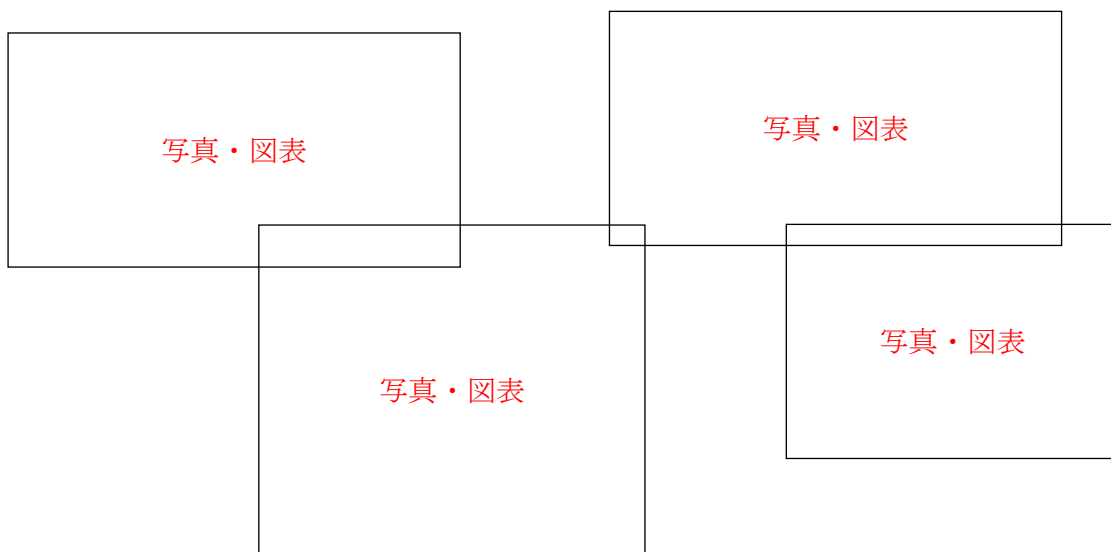
2-3 多面的機能の理解促進

都市農地の保全に向けて、さまざまな「農」との交流機会を通じて、より多くの市民に農地が有する多面的な機能について周知を図り、都市農業への理解を深めます。

また、国や都の補助制度等を利用した防災兼用農業用井戸等の整備支援や、市内産の花きや植木の利用促進を図る等、多面的機能の更なる発揮に向けた取組の検討・支援を行います。

〈主な取組〉

- 農地の防災機能の発揮に向けた取組支援（新規）
- 市内産花き・植木の利用拡大による地域緑化活動の推進
- 農業景観の保全と理解促進
- 農業体験等を通じた都市における農地の魅力の発信



基本施策3 安定した農業経営の確立



3-1 農業生産力の向上

消費者ニーズの把握や生産性の向上に向けた取組、農業者の減少や高齢化に伴う労働力不足の経営体が農業を継続できるよう、農作業の省力化等を目的とした新技術・設備等の導入に向けた取組に対する支援を関係機関と連携しながら行うことにより、限られた農地における生産性の向上を後押しします。

〈主な取組〉

- 消費者ニーズに合わせた作付支援
- 生産技術向上への支援
- 施設、設備、機械化の推進
- 農作業の省力化の推進
- 国・都等の補助制度の活用支援

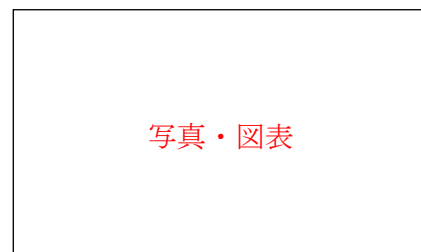


3-2 販売力の向上

庭先直売所等の販売促進への支援を行います。また、消費者のニーズや経営に合った流通・ネットワークについての検討、飲食店・小売店等と連携した地場産農産物の販売や利用促進につながる取組への支援、民間企業等と連携した新たな販路の開拓やWEBを使った販路の拡大等について、関係機関や専門家によるアドバイスも含めた支援を行うことにより、地場産農産物の販売力の向上につなげます。

〈主な取組〉

- 庭先販売・共同直売所等の販売促進支援
- 地場産農産物（野菜・果物・花き・植木）の活用及び利用拡大に向けた取組への支援
- 消費者のニーズや経営に合った流通・ネットワークの検討に対する支援
- 飲食店や小売り店等と連携した地場産農産物の販売・利用促進
(地場産農産物販売コーナー等)
- 新しい販路の開拓支援



3-3 意欲ある農業者の支援

認定農業者や認証農業者等の営農意欲の高い農業者に対して、農産物の高付加価値化や6次産業化、収益性の高い農産物や優良品種の研究、新技術等の導入、環境に配慮した省エネルギー農業の促進、GAP認証等の各種認証制度の取得支援等を行い、農業経営の展開を後押しすることにより、安定した農業経営の確立を図ります。

〈主な取組〉

- 農産物の高付加価値化・6次産業化の推進（新規）
- 収益性の高い農業の研究と展開支援
- 新技術等の導入支援
- 環境保全型農業及びGAP導入の推進
- 他地域における先進事例の研究（新規）

写真・図表

写真・図表

写真・図表

写真・図表

基本施策 4 地産地消の拡充



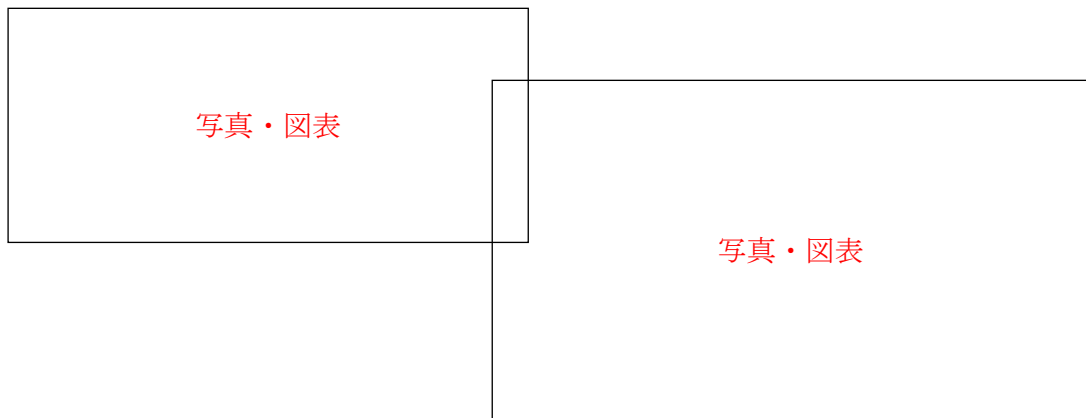
4-1 安全な農産物の生産支援

安全な農産物の生産と環境に配慮した持続的な農業の推進に向けて、**エコファーマー**認定制度等の各種認証制度の推進や取得支援や、農薬の使用量の低減等、生産性を確保しつつ環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業の周知及び普及を図ります。

また、残留農薬等に対する土壌検査や環境にやさしい農業資材等の利用を推進することにより、安心して食べることができる地場産農産物を広め、地産地消を進めていきます。

〈主な取組〉

- 環境保全型農業の推進（再掲 3-3）
- 環境にやさしい資材等利用の推進
- 土壌検査等の推進



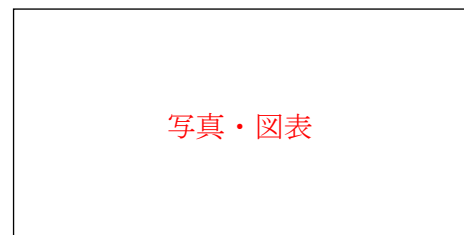
4-2 食育の推進

農業振興に向けた「食」の視点からのアプローチとして、小中学校等と連携し、地場産農産物の学校給食への利用拡大を図ります。

また、収穫体験等の農業体験機会や料理教室・栄養講習会等を通じて、食や農業についての情報を正しく理解してもらうとともに、食を選ぶ力＝**「食選力」**を身につけることで、健康で安全な食生活の実現及び地場産農産物に関する消費者への普及啓発につなげていき、市内における消費の拡大を図ります。

〈主な取組〉

- 学校給食等への利用拡大
- 農業体験機会の充実
- 農業を通じた文化の継承や学びの推進
- 料理教室・栄養講習会等の開催支援



4-3 購入機会の拡充

購入機会の拡充として、既存の庭先直売所や共同直売所（JAファーマーズ・マーケット）等の販売促進を支援します。

また、農業者や市内事業者等によるマルシェ等の地場産農産物を購入できる機会の創出や拡充、飲食店等との連携や消費者のニーズを捉えた購入機会の拡充等の取組に対する支援を行い、地場産農産物のPRや利用促進を図ります。

〈主な取組〉

- 庭先販売所・共同直売所等の販売促進支援（再掲3-2）
- マルシェ等の開催支援
- 飲食店等における地場産農産物の利用促進
- 消費者の利便性を考えた購入機会の拡充支援

写真・図表

4-4 ふれあい農業の推進

「農」とふれあう機会の創出に向けて、各農家や農園が取り組んでいる農業体験を拡充するとともに、市民農園や体験型市民農園の整備を通じて、子どもから高齢者まで「農」に親しむ機会を身近な地域で展開します。

また、農業祭をはじめとした「農」や食に関連するさまざまなイベントや交流の機会を通じて、農業者と市民、商工・観光関係団体等のさまざまな分野の団体との連携や交流機会を拡充し、「農」に関連する地域資源の活用・発掘や地域コミュニティの活性化を図ります。

〈主な取組〉

- 市民農園・体験型市民農園等の整備
- 各種イベントや交流会等の開催支援

写真・図表

基本施策5 「農」あるまちづくり



5-1 環境と共生する「農」の推進

環境と共生する「農」の拡充に向けて、食品リサイクル堆肥を活用した土づくりの取組等を継続するとともに、市場に出回らず廃棄されている農産物の販売・活用も含めた**フードロス**の抑制を進める等、環境志向の高まりや市民意識の変化等に対応した環境にやさしい小金井農業の形成を目指します。

〈主な取組〉

- 食品リサイクルたい肥の活用推進
- フードロスの推進
- 環境保全型農業の推進（再掲3-3、4-1）
- 環境にやさしい資材等利用の推進（再掲4-1）
- 市内の花き・植木の利用による地域緑化活動の推進（再掲2-3）
- 農業景観の保全と理解促進（再掲2-3）

写真・図表

5-2 農商・農福・農学連携の促進

農業以外のさまざまな業種との連携・協力関係の構築に向けて、農商・農福・農学連携に向けたきっかけづくりを農業者とともに進めていきます。

〈主な取組〉

- 市内の飲食店等の事業者との連携支援
- 他分野との連携による農産物の高付加価値化・6次産業化の推進（新規）
- 高齢者や障がい者を対象とした農業体験の拡充（新規）
- 学校教育、市内・近郊の大学や専門学校との連携（新規）
- 学生の参画機会の拡充（新規）

写真・図表

5-3 「農 x ○○」の取組促進

公的空間の「農」的な活用として、例えば、公園等の市有地を活用して植木の展示会を行うことや地場産農産物の無人販売所の設置等の取組が考えられます。

また、駅前や駅舎内・道路等の公共空間を利用した新しい形でのPR活動や「農」に関連するイベントの開催等も考えられます。

こうした取組について、関係機関と連携しながら活用についての研究を進めていきます。

〈主な取組〉

- 「農」の観光資源化の検討・促進（新規）
- 異業種交流の機会や連携イベントの拡充
- 市有地等の公的空間の「農」的活用の研究
- 「農」によるにぎわいづくりの研究（新規）

写真・図表

写真・図表

写真・図表

写真・図表

V 計画の推進

1 計画の推進に向けて

計画を推進していくためには、行政だけでなく、農業者やJAはもとより、広く市民や事業者、団体などが連携・協力しながら、計画を推進していくことが求められています。

本計画を着実に実行し、より良い成果を生み出していくために、次の3つを計画の推進に向けた方針として定めます。

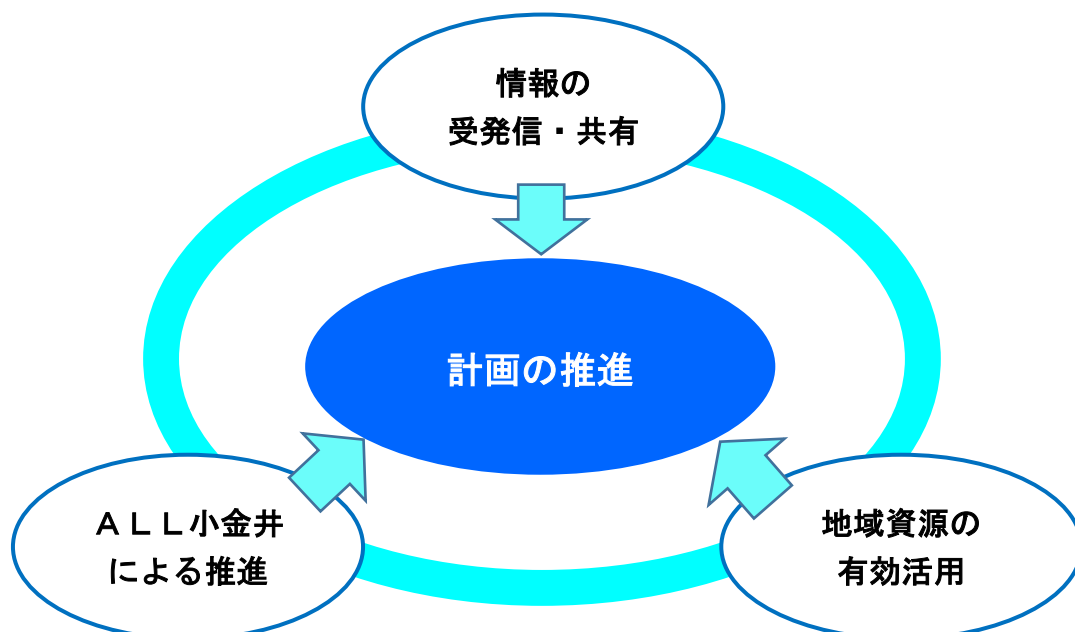
【計画の推進に向けた方針】

- 1 情報の受発信・共有
- 2 地域資源の有効活用
- 3 ALL小金井による推進

これら3つの推進に向けた方針は、各施策を実施していくための共通の基盤であり、施策を進めていく際の進め方のポイントや実施にあたって目指す方向性を示しています。

施策が、何をするか（WHAT）を示しているとするれば、推進に向けた方針は、どのようにするか（HOW）を表しています。

これら3つの方針は、施策を推進していくための「推進力」でもあり、3つの方針が相互に連動することで、相乗効果や波及効果を生み出しながら、施策の成果を高めていくことを目指します。



(1) 情報の受発信・共有

必要な情報の受発信や共有を通じて、農業や農地に親しむ環境を形成し、市民・農業者・事業者・行政が連携・協力して取り組める基盤を形成しながら進めていきます。

①情報の受発信

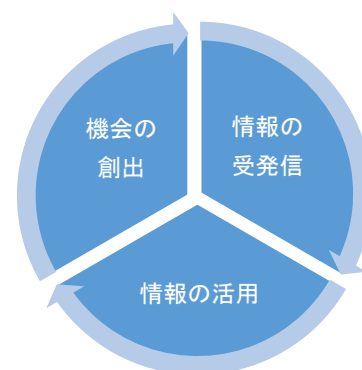
地元農産物や「農」に関する各種取組等、情報の受発信力を高め、伝達方法も含めて、適切な情報共有の推進を図ります。

②情報の活用

地域や行政等の情報を有効に活用することで、出会いや交流のきっかけや取組の広がりへとつなげていきます。

③機会の創出

情報の受発信や活用により生み出されたきっかけを育みながら、小金井の農業を振興していく機会を培っていきます。



(2) 地域資源の有効活用

市内のさまざまな地域資源を有効に活用することで、「農」をつうじた生産・流通・消費・食をとおして、小金井らしい風景や文化、豊かな暮らしを形成する方向で進めていきます。

①地域資源の再発見

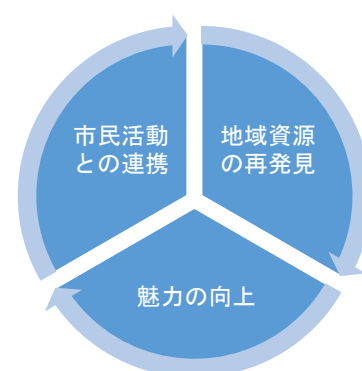
さまざまな取組を通じて、多角的な視点から「ヒト・モノ・コト」等の多様な地域資源を掘り起こしていきます。

②魅力の向上

市内各地の身近な「農」と触れ合いながら、地域資源を知り、体験し、味わうことで、小金井の魅力を上げていきます。

③市民活動との連携

市民によるさまざまな活動と連携しながら、農業振興の取組を進めていくことで、施策の成果や波及効果を高めていきます。



(3) ALL小金井による推進

農業振興に向けた取組を、世代や地域、市民や行政、分野や組織といった垣根を越え、横断的にALL小金井で進めていくことで、施策の実現性や成果を高めていきます。

①日常的な交流

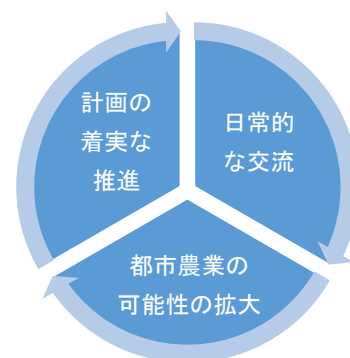
農業者や関係者だけで進めるのではなく、出会ったことのない人たちが交流する機会や場をつくりながら進めていきます。

②都市農業の可能性の拡大

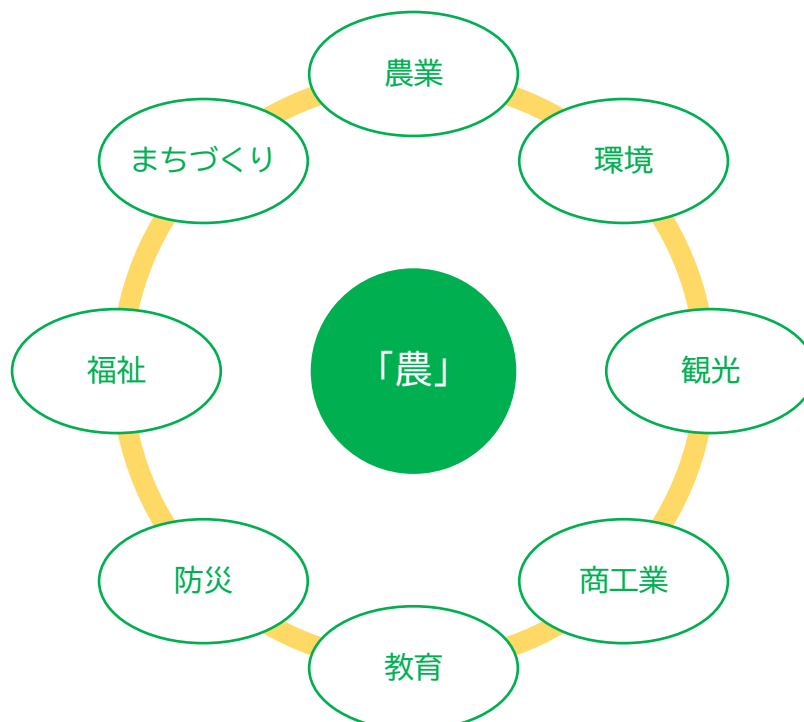
さまざまな人や団体等との連携・協力関係を築きながら進めていくことで、都市農業の可能性を広げていきます。

③計画の着実な推進

ALL小金井で協力することにより、法制度の改正や社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応しつつ、着実に推進していきます。



ALL小金井による推進（イメージ）



小金井市内の各分野の市民や団体などが、「農」を中心に協力・連携して計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理の体制

本計画を進行管理していくために、農業委員会等を中心に、実施状況を点検・評価し、課題解決に向けた検討を行います。

また、JAむさしや東京都農業会議等の関係機関や有識者による専門的で幅広い視点からの提言等をふまえながら、福祉・教育・環境等の関連分野と連携しつつ、本計画の進行管理を行います。

(2) 進行管理の進め方

現在、小金井市で進められている「施策マネジメント」の目的をふまえて進めていきます。

例えば、事業の実施状況の点検・評価を毎年度行い、その結果をふまえながら、小金井市の財政状況等と調整しつつ、次年度以降の重点施策や事業等を検討していくなどの進め方も考えられます。その際、社会経済情勢の変化、法制度の改正といった外部要因等も反映させつつ、成果の最大化を狙うとともに各施策間のバランスの調整等も併せて検討していくことが有効であると思われます。

こうした進め方により、実施計画や予算等とも調整しつつ、本計画の実行性・実効性が向上する仕組みへと改善する方向で進行管理を進めていきます。

参考：施策マネジメントの目的

(1) PDCAサイクルの定着

施策マネジメントは、「施策の課題」を認識するためのツールであり、施策のPDCAサイクルを通じて、施策及び事務事業の不断の見直しを行う仕組みを確立し、効果的・効率的な行政運営の実現を目指します。

(2) 施策の着実な推進

第4次基本構想・前期基本計画（以下「小金井しあわせプラン」という。）の目標に対して、現状及び進捗状況などを「見える化」することにより、その事業が施策を推進する上で貢献できているのか等を検証し、施策の着実な推進を図ります。

(3) 目標や課題の共有化

施策の目標や抱える課題を組織で「共有化」することにより、小金井しあわせプランを再認識・再確認するとともに、施策の方向性に沿った事業展開を図ります。

VI 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想

農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、市町村は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定することになっています。第2次小金井市農業振興計画を踏まえ、以下に基本構想を定めます。

1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

本計画終了時（令和12年度）の目標指標を以下のとおり設定します。

(1) 農家数

令和●年現在の農家数は●●●戸であり、今後も減少傾向が続くものと考えられますが、本計画に基づく施策を講じることにより減少率を抑え、令和12年度の農家数を概ね●●●戸と設定します。

(2) 農地面積

令和●年1月1日の農地面積は●●haであり、平成●年から令和●年まで平均で年約●●%の減少が続いており、今後も相続等のやむを得ない事業による農地の減少などが想定されます。本計画に基づく施策を講じることにより減少率を抑え、令和12年度の農地面積を●●ha確保することを目標とします。

(3) 認定農業者数・認証農業者数

自らの農業経営に積極的かつ意欲的に取り組む認定農業者数は24戸で、農家戸数の●●%、市独自基準の認証農業者数は5戸で、農家戸数の●●%です。今後も積極的に認定農業者制度の啓発を行うとともに、認定農業者の経営改善計画の達成に向けて、国・都の支援策等を活用するほか、引き続き市独自の支援策を重点的に行い、認定農業者は概ね●●戸（農家総数の●●%）、市独自基準の認証農業者は概ね●●戸（農家総数の●●%）を目標とします。

また、「ひと」を育てるため、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に努めます。

本市の令和●年の新規就農者は●人、過去5年間の平均は●人となっています。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮しますと、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間●人程度の当該青年等の確保を目標とします。

本市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。

また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA東京むさし、市内生産団体等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(4) 農業所得目標と労働力・労働時間

本市が設定した基本理念（将来像）を目指し、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成します。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市において成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 300 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 1,800 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、小金井市における主要な営農類型は次のとおりです。

なお、効率的かつ安定的な農業経営に示された農業労働時間及び農業所得目標が達成可能となる主要な営農類型を有効に組み合わせた複合経営も考えられます。

また、経営管理の方法については、複式簿記記帳により経営と家計との分離を図ることや青色申告の実施を推進します。農業従事の態様については、家族経営協定による給料制や休日制の導入、農繁期の援農ボランティアや臨時雇用従事者の活用を図ります。

(1) 地域農業をリードする経営体モデル（所得目標 800～1,000 万円）

営農類型	耕地面積 作付面積	主な生産品目等	労働力 (人)	所得目標 (万円)	主な施設・設備
市場（契約） 出荷型野菜経営	耕地面積 150 a（施設 30 a） 作付面積 300 a（施設 100 a）	ダイコン、キャベツ、ホウレンソウ、コマツナ、トマト、ブロッコリー等	2.5 （雇用 1）	1,000	トラクター、シーダーマルチャー、移植機、予冷機、
契約 + 直売型野菜経営	耕地面積 80 a（施設 5 a） 作付面積 80 a（施設 5 a）	トマト、ナス、キュウリ、スイートコーン、エダマメ、ブロッコリー、ダイコン、ホウレンソウ等	2	800	パイプハウス
果樹経営（直売）	耕地面積 100 a 作付面積 100 a	日本ナシ、ブドウ、ブルーベリー、カキ等	2 +（雇用 1）	800	果樹棚、スピードスプレーヤー、スプリンクラー
鉢花 + 花壇苗経営	耕地面積 30 a（施設 15 a） 作付面積 30 a（施設 15 a）	シクラメン、サイネリア、ノースポール、ジュリアン、パンジー、マリーゴールド、インパチェンス等	2 +（雇用 1）	1,000	パイプハウス
緑化木の生産と流通 を行う経営	耕地面積 150 a 作付面積 150 a	ハナミズキ、サクラ、モミジ、ベニカナメ、モッコク、キンモクセイ、サザンカ、ツバキ、コニファー類、グランドカバー等	2 +（雇用 1）	1,000	パワーショベル、クレーン付きトラック、根切りチェンソー

(2) 地域農業を担う経営体モデル (所得目標 500~700 万円)

営農類型	耕地面積 作付面積	主な生産品目等	労働力 (人)	所得目標 (万円)	主な施設・設備
野菜経営 (直売)	耕地面積 80 a 作付面積 80 a (露地)	トマト、ナス、キュウリ、 ダイコン、コマツナ、ホウ レンソウ、ジャガイモ等	1.5	500	
果樹経営 (直売)	耕地面積 80 a 作付面積 80 a	キウイフルーツ、日本ナ シ、ブルーベリー、カキ、 ブドウ等	2.5	500	果樹だな等
緑化用苗木生産 を行う経営	耕地面積 畑 150 a 施設 2 a 作付面積 畑 150 a 施設 2 a	ハナミズキ、ケヤキ、サツ キ、ベニカナメ、モミジ、 ツツジ等	2	700	パワーシャベル、クレーン付きトラック、 トラクター
鉢花 + 花壇苗	耕地面積 30 a (施設 10 a) 作付面積 30 a (施設 10 a)	鉢物、花壇用苗木等	2	500	パイプハウス

(3) 地域農業の拡がりを支える経営体モデル (所得目標 300 万円)

営農類型	耕地、作付面積(a)	主な生産品目等	労働力 (人)	所得目標 (万円)	主な施設・設備
多品目の 野菜、花卉等 経営	耕地面積 60 a 作付面積 80 a	トマト、ナス、キュウリ、ダ イコン、コマツナ、ホウレン ソウ、ジャガイモ、カジュア ルフラワー、ウコッケイ等	2	300	ビニールハウス、トラクター、直売所、 堆肥場
野菜の直売 (加工品)と 体験農園の 複合経営	耕地面積 60 a、 80 a (体験農園を含む) 施設 30 a 作付面積 60 a、 80 a 施設 30 a	多品目	2	300	パイプハウス、トラクター、播種機、 動力噴霧器、体験農園 10 a
緑化用苗木生 産を中心とし た経営	耕地面積 畑 60 a 施設 2 a 作付面積 畑 60 a 施設 2 a	ツツジ、サツキ等	2	300	パイプハウス、動力噴霧器
果樹経営 (直売)	耕地面積 50 a 作付面積 50 a	ブドウ、日本ナシ、ブルーベ リー、クリ、カキ、キウイフ ルーツ等	2	300	管理機、動力噴霧機、防葉シャッター

(4) 小金井市独自の指標

上記(1)～(2)に示した農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者認定基準としての営農類型とは別に、市単独の助成対象として認証するため、所得 200 万円の経営モデルを想定します。

本市の農業は、農地規模は決して広くありませんが、市場立地としては恵まれています。しかし、様々な理由により、営農意欲の高い農業者ばかりではないのが現状です。

そのため、より多くの農業者の意欲をかきたてるため、本市独自の経営モデルを設けます。

小金井市独自の経営体モデル（所得目標 200 万円）

営農類型	耕地、作付面積 (a)	労働力 (人)	主な施設・機械
果樹経営	耕地面積 50 a 作付面積 50 a	2	管理機、動力噴霧器
多品目の野菜販売	耕地面積 50 a 作付面積 50 a	2	耕転機、動力噴霧器、パイプハウス
植木、苗木生産を中心とした経営	耕地面積 50 a 作付面積 50 a	2	動力噴霧器、パイプハウス

(10a 当り 50 万円以上の販売目標)

3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については、2 に示す「(3) 地域農業の拡がりを支える経営体モデル」を指標とします。

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

2 に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標は概ね次のとおりです。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
●●%	

備考：●●ha^{*1)} / ●●ha^{*2)} = ●●%

*1) ●●ha：10 年後の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地

*2) ●●ha：10 年後の小金井市の農用地

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

(2) 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じて、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農地貸借の促進と農作業受委託等の取組を促進します。

その際、小金井市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りながら、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じていきます。

5 農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業に関する事項

全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとします。

資料編 【全体で15頁～20頁程度】

用語解説 【4頁～5頁】

※解説文を巻末と各頁の下段などのどちらに掲載した方が読みやすいか検討する。

市内の主な農産物・関係団体・取組 【2～3頁】

農産物や関係団体、農業者と連携したユニークな取組などを一覧表で掲載します。
(取組などの紹介は、個々の施策の頁で写真・図表を掲載しながら紹介します)

現行計画の評価 【1頁～2頁】

主な法制度 【2頁】

都市農業振興基本法、都市農地貸借円滑化法、特定生産緑地制度など、主な法制度の概要を紹介
します。

現状 【4頁～6頁】

農業者数・農地面積・販売額などの基礎データ、アンケート調査結果を抜粋して掲載します。

諮問・答申 【1頁～2頁】

委員名簿（農政部会） 【1頁】

策定の経緯 【1頁】

設置規程 【1頁～2頁】